

ID: 107

担当部署: 町民環境課

処分の概要	一般廃棄物処理手数料の徴収		
例規名 根拠条項	柴田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第5条		
例規番号	昭和47年条例第22号		
【基準】 第5条の規定による。 (一般廃棄物処理手数料) 第5条 一般廃棄物の収集、運搬及び処分に要する手数料は、別表に掲げる額とする。			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日